

## 白浜町農業委員会議事録

1. 開催日時 令和5年4月7日（金）午後1時30分
2. 閉会日時 令和5年4月7日（金）午後2時51分
3. 開催場所 富田事務所 2階 会議室
4. 出席委員  
1番 尾崎 義治      2番 市川 博      4番 後呂 豊  
5番 栗栖 一      6番 木戸 孝      7番 鈴木 隆文  
8番 藤原 久恵      9番 南 喜久治      10番 小野 真一  
11番 清水 哲治      12番 杉谷 孫司      13番 柏木 彰文
5. 欠席委員 3番 本田 勉      14番 楠本 徹男
6. 事務局 局長 古守 繁行      係長 尾原 圭      主任 石川 智寛  
主査 大平 真也
7. 議事日程 開会  
議事録署名委員の指名  
議事  
報告第 4号 農地法第5条の規定による許可について  
報告第 5号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について  
議案第 9号 非農地証明について  
議案第10号 農地法第3条の規定による許可について  
議案第11号 農地法第5条の規定による許可について  
議案第12号 農地法第5条の規定による許可申請について  
議案第13号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用  
集積計画の決定について  
その他  
閉会

### 8. 会議の概要

局長 皆さんこんにちは。定刻となりましたので、只今から4月の農業委員会を開催させていただきたいと思っております。本日は楠本会長が欠席ですので、職務代理者にご挨拶をいただきまして、引き続き議長として会議を進めていただきたいと思いますので、よろしくお願い致します。

議長 皆さんこんにちは。本日はお忙しい中、委員会にご出席をいただきまして誠にありがとうございます。会議に入る前に、職員人事異動がありましたので、ご報告いたします。事務局長より報告願います。

局長 職員人事異動において東副課長が日置川事務所へ異動となり、秋月副課長が後任となりました。また、施設係、振興係でも異動がありました。施設係の係長として税務課より小谷係長、振興係の係長として観光課より三木田係長、民生課より森栗主任、新規採用職員として亀田主事となりましたのでご挨拶させていただきます。～挨拶～ありがとうございました。それでは、退席をさせていただきます。～退席～

議長 それでは、只今より会議に入らせていただきたいと思います。本日の会議に際して、事前に欠席届をいただいております委員さんは、3番の本田 勉委員、14番の楠本 徹男委員でございます。また、本日は、白浜・西富田地区、南白浜地区、北富田地区、富田地区、椿地区、大古・矢田・安宅・塩野地区、田野井・ロケ谷地区、川添地区の推進委員さんが出席いただいております。それから、本日の議事録の署名委員を指名させていただきます。4番の後呂 豊委員と9番の南 喜久治委員を本日の議事録署名委員に指名致します。よろしくお願い致します。

4番委員 はい  
9番委員

議長 それでは、早速ですが、議題に入らせていただきます。報告第6号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について、事務局より報告願います。

係長 はい、報告第6号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知につきましてご報告致します。1番につきましてご報告致します。議案書の1ページをお願い致します。対象地は〇〇で、地目は台帳、現況ともに畑、面積は125㎡です。借人は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、貸人は和歌山市小松原通1-1の農林水産省所管国有財産管理者、和歌山県知事です。賃借権の解約です。申請理由は、双方合意の上で解約をしたため、届出をしましたとのことです。以上、ご報告致します。

議長 事務局からの報告が終わりました。この件につきまして、ご意見ご質問等はございませんか。

全員 意見なし。

議長 ご意見ご質問がないようですので、報告第6号につきましては、専決処分の報告とさせていただきます。続きまして、議案第14号 農地法第3条の規定による許可について上程致します。3件ございますが、一括して事務局から説明願います。

係長 はい。議案第14号 農地法第3条の規定による許可についてご説明致します。まず、1番につきましてご説明致します。議案書の2ページをお願い致します。申請地は〇〇他2筆で、地目は台帳、現況ともに田、面積は合計921㎡です。譲受人は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、譲渡人は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。所有権の移転で、譲受人の〇〇さんの耕作面積は、今

回取得する面積を合わせますと 4,199 m<sup>2</sup>となります。申請理由は、譲受人においては、当該地で耕作したいと考えたため、本申請に至りましたとのことで、譲渡人においては、耕作が困難であり手放したいと考えたため本申請に至りましたとのことです。

続きまして、2番につきましてご説明致します。議案書の4ページをお願い致します。申請地は〇〇で、地目は台帳、現況ともに田、面積は506 m<sup>2</sup>です。譲受人は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、譲渡人は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。所有権の移転で、譲受人の〇〇さんの耕作面積は、今回取得する面積を合わせますと9,350 m<sup>2</sup>となります。申請理由は、譲受人においては、農地拡大を図り、農業経営の向上と安定を得るため、本申請に至りましたとのことで、譲渡人においては、労働不足により、手放したいと考えたため本申請に至りましたとのことです。

続きまして、3番につきましてご説明致します。議案書の6ページをお願い致します。申請地は〇〇で、地目は台帳、現況ともに畑、面積は546 m<sup>2</sup>です。譲受人は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、譲渡人は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。所有権の移転で、譲受人の〇〇さんの耕作面積は、今回取得する面積を合わせますと4,199 m<sup>2</sup>となります。申請理由は、譲受人においては、当該地で耕作したいと考えたため、本申請に至りましたとのことで、譲渡人においては、耕作が困難であり手放したいと考えたため本申請に至りましたとのことです。また、書類を精査したところ、農地法第3条第2項の各号の許可出来ない基準には該当していないため、許可基準の要件を全て満たしております。精査内容は、「取得後、農地を利用すること」、「機械・労働力」、「通作距離」などがございます。以上です。ご審議よろしくお願い致します。

議長 事務局からの説明を終わります。1番につきましては、〇〇地区でございます。〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 今回の申請地は、長い間耕作放棄地となっていた場所です。耕作いただけるのであれば、大変うれしく思います。しかし、何をするのかと事務局に話を聞くと、ソーラーパネルを敷いた下でサカキを植えるという計画があると聞きました。工作物の下で栽培をするということです。その場合は、畑になるのか、宅地のような扱いになるのかわかりません。

係長 今回の計画は、営農型太陽光発電といいます。一般的な転用申請とは異なりまして、ソーラーパネルの支柱部分のみが転用対象、それ以外の面積は農地という扱いになります。転用期間も縛りがありまして、一時転用という扱いとなり、基本的には3年間です。認定農業者等の方が営農する場合は、10年間という規定があります。今回の譲受人さんは、こういった計画を立てており、今回申請に至っています。

〇〇委員 田にサカキを植える計画のようですが、サカキの根が張ってしまい、田には戻らないと思います。

係長 計画では、ポットで栽培するとのことです。

〇〇委員 どういった判断をするのか、きちんと決めておかないと、その場しのぎのようなことをし

ているようではミスをする可能性があるように思います。

〇〇委員　この4月から下限面積が撤廃されています。太陽光発電をするとのことですが、本来であれば先に転用申請をする必要があります。しかし、転用することによって固定資産税が高くなります。農地のままで太陽光発電ができれば、事業者としては経費が安く済むわけです。その考えが後ろにあるように思います。この場所で転用する場合は、隣接の同意や水利組合の同意を得る必要があると思いますが、今回の申請はそれらをせずにやりたいことができるわけです。事務局としてはどのように考えているのでしょうか。

係長　あくまで営農という形になりますので、一定以上の収益が上がらない場合は、指導や勧告、最悪の場合は撤去という処分の対象となります。今回はあくまで、3条申請ということで、農地を所有することに関しての申請となります。先ほど説明いたしました、支柱部分の転用については、今回の申請の許可後に申請をする必要が出てくるということです。

局長　今回の申請を許可したとしても、太陽光パネルを設置できるというわけではないです。

〇〇委員　支柱部分の転用申請を許可したあと、3年間の一時転用という話ですが、ソーラーパネルの下で何も栽培されていないということであれば、撤去処分に当たるのでしょうか。

係長　農地として利用することが大前提ですので、3年間が経過してもソーラーパネルの下で何も栽培されていないということであれば、処分としては撤去に該当すると思います。

〇〇委員　もう一つ確認したいのですが、今回申請の方は、他にも耕作している方のように、何を栽培している方なのでしょうか。

係長　この方は、自営業をされている方で、上富田町で梅栽培をしていると聞きました。上富田町で認定新規就農者として経営をしていくようで、現在申請準備中とのこと。

〇〇委員　法律の抜け道というか、見え透いた申請だということが気になります。上富田町でも同様の申請があるのでしょうか。

係長　現時点での予定ではないと聞いていますが、田辺市やほかの地域でも、見合った土地があればやっていきたいと話がありました。

〇〇委員　今回のようなソーラーパネルだと、背が高くなるものになるのでしょうか。

係長　人間が立ってソーラーパネルの下で作業ができるだけの高さを確保するため、通常一般的なものに比べると高くなると思います。

〇〇委員　設置許可さえ貰えれば、高さは気にしないと思います。

〇〇委員 背の高いものを作ると、周りの田畑の日照問題がでてくるように思います。

局長 今回の申請は、ソーラーパネルを設置することに対する申請ではありませんので、断る理由がありません。ただ、次回の転用申請の際には、注視していく必要があると思います。

係長 万が一、計画がなくなった場合や転用許可が下りなかった場合についても、申請者にはきちんと営農はするようにと口頭で説明はしました。

〇〇委員 今回の申請地付近では、耕作放棄地が増えてきているように思います。

〇〇委員 この場所でソーラーパネルを設置したとしても、日照時間が短いように思います。

〇〇委員 今回の申請地の近くでもソーラーパネルを設置している方はいますが、実際どの程度発電できているかまでは、私はわかりません。

〇〇委員 3番に同じ方の名前で申請がありますが、この場所でも同じ計画があるのでしょうか。皆さん周知の話だったのでしょうか。

〇〇委員 私もここで初めて聞いて知りました。3番の土地に関しては、新聞に売り出しの広告が出ていたのを見ました。地元の方で譲り受ける人が出なかったので、不動産屋に頼んだ結果、今回の申請になったと思います。

議長 2番につきましては、〇〇地区でございます。〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 ここはもうすでに耕作しているところですので、異議ございません。

議長 3番につきましては、〇〇地区でございます。〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 今回の3条申請については、受けざるを得ないと話ですので、異議ございません。

議長 他の委員さん方ご意見ございませんか。

〇〇委員 後日の会議で転用の申請が出てきた場合も、すべてを受付して許可しなければならないのでしょうか。太陽光で申請が出てきて、何かを理由に不許可にできるのでしょうか。

係長 もちろんそれはありえる話です。

〇〇委員 太陽光をだめですと不許可にする根拠はありますか。

係長 営農上の支障がある場合や、水利の関係で近隣の営農に影響がある場合です。

〇〇委員 それは立証できますか。

局長 わかりやすく言うと、ほとんど通ります。今の説明は、問題があった場合はだめですとお伝えしたかったわけです。周りの営農に大きな影響がないのであれば、農業委員会として不許可にするのは難しいです。

〇〇委員 今回のように農地のままで太陽光を設置する案件は、白浜町では初めてだと思います。近隣の市町村で同じようなことをやっている案件があるのであれば、次の申請が出てくる前に確認しておいてほしいです。正直、今回の申請のような小さな面積でやっていくことは厳しいと思います。下限面積を撤廃したことで余計にややこしくなったように思います。農地の所有者として、地域の草刈り等の行事に出席してもらえる話にはならないと思います。農業委員会として、考え方を示しておかないといけないと思います。事務局や和歌山県としての考え方も構いませんので、研究してほしいです。

局長 おっしゃるとおりです。下限面積が撤廃されたとしても、3つの要件は残ります。所有農地の全体を効率よく利用すること、常時従事すること、地域の調和をすることの3つです。

〇〇委員 水利の管理や賦課金の徴収は地域の組合がやっています。いいところばかりとって、最近新規で農地を所有しましたというような方は、協力的になってもらえるとは思えません。大変な問題だと思います。

局長 先ほど私が説明しました、地域の調和の部分です。大まかな説明で、具体的な説明があるわけではないため、事務局のほうで研究してみたいと思います。

〇〇委員 申請が出てきたタイミングで判断しなければならない問題です。

〇〇委員 もうひとつ質問します。田んぼの真ん中にソーラーパネルの設置申請ができて、許可した場合、地域や隣接の耕作者から苦情が出た際に、私たち農業委員や農地利用最適化推進委員の責任となるのでしょうか。

局長 責任という面では大丈夫です。農業委員だから何とかしないとということにはならないです。確かに、そう思われる住民の方もおられるかもしれません。法律に基づいて許可をしているわけですので、委員の皆さんに責任が及ぶことはないと考えます。

〇〇委員 法律上は問題がなかったとしても、地域の中では責任は出てくると思います。

〇〇委員 おそらく周りからそう思う方は出てくると思います。近隣の営農に影響がでることを、地域の調和がとれないと判断して不許可にはできるのでしょうか。

局長 農業委員会として一定の基準をもっていく必要があると思います。現時点ではそこまでの詳しいライン引きができていないため、和歌山県や近隣市町村と協議、研究していきたいと思います。

〇〇委員 今回の案件は、あくまで農地を取得することについての申請でしたが、後に一部分に太陽光を設置する計画の上での申請です。事前にこういった営農を行うことを水利組合や地元の農業者に説明していれば、その場で色々な意見が出せるのではと思います。

局長 以前に農業委員会として農地転用の許可を出したが、地元の住民の反対により計画がなくなった話もありました。農業委員会の権限を越えたことを事業者に説明した場合は、事業者から農業委員会が訴えられる可能性が出てきます。

〇〇委員 それは理解できましたが、私たち委員が周りの方々から文句を言われることもあると思いますが、どうしようもないということでしょうか。

局長 そのとおりです。

議長 ほかにご意見ございませんか。

全員 異議なし。

議長 ありがとうございます。異議なしとのことでございますので、議案第 14 号につきましては、申請通り承認致します。続きまして、議案第 15 号 農地法第 5 条の規定による許可について上程致します。2 件ございますが、一括して事務局から説明願います。

係長 はい。議案第 15 号 農地法第 5 条の規定による許可についてご説明致します。1 番につきましてご説明致します。議案書の 8 ページをお願い致します。申請地は〇〇で、地目は台帳、現況ともに畑、面積は 156 ㎡です。譲受人は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、譲渡人は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。所有権移転を伴います資材置場への転用申請です。申請理由は、譲渡人については当該地を相続にて取得しましたが、手放したいと考えたため本申請に至りましたとのことで、譲受人については当該隣接地の土地家屋を購入する予定であり、資材置場として利用したいと考え本申請に至りましたとのことです。なお、本申請地の農地区分は、都市計画法に基づく用途地域内のため第 3 種農地となります。

続きまして、2 番につきましてご説明致します。議案書の 10 ページをお願い致します。申請地は〇〇で、地目は台帳、現況ともに田、面積は 643 ㎡です。借人は〇〇の〇〇さん〇〇歳外 1 名で、貸人は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。使用貸借権の設定による個人住宅用地への転用申請です。申請理由は、貸人については孫夫婦より当該地を譲ってほしいとの申し出があったため、本申請に至りましたとのことで、借人については当該地に住宅を建築したいと考えたため、本申請に至りましたとのことです。なお、本申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから第 2 種農地に該当致します。また、

書類を精査したところ、農地法第5条第2項の各号の許可出来ない基準には該当していないため、許可基準の要件を全て満たしております。精査内容は、「資力・信用」、「計画面積の妥当性や土地の利用見込み」、「転用行為の確実性」などです。現地の状況を写真で説明いたしますので、前方のスクリーンをご覧ください。～スライド説明～以上です。ご審議よろしくお願い致します。

議長 事務局からの説明を終わります。1番につきましては、〇〇地区でございます。〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 申請地は別荘地の一角です。立派なハウスが建っており、壊すにはもったいない気もしますが、資材置場として利用することには異議ございません。

議長 2番につきましては、〇〇地区でございます。〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 異議ありません。

議長 他の委員さん方ご意見ございませんか。

全員 異議なし。

議長 ありがとうございます。異議なしとのことでございますので、議案第15号につきましては、申請通り承認致します。続きまして、議案第16号 農地法第5条の規定による許可申請について上程致します。3件ございますが、一括して事務局から説明願います。

係長 はい。議案第12号 農地法第5条の規定による許可申請についてご説明致します。1番につきましてはご説明致します。議案書の12ページをお願い致します。申請地は〇〇他13筆で、地目は台帳、現況ともに田、面積は合計4,156㎡です。借人は〇〇の〇〇で、貸人は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。使用貸借権の設定による残土処分場への3年間の一時転用申請です。申請理由は、貸人については嵩上げして梅を植えたいと考えており、借人と話がまとまったため本申請に至りましたとのことで、借人については当該地を残土処分場として利用したいと考え、本申請に至りましたとのことです。なお、本申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから第2種農地に該当いたします。

続きまして、2番につきましてはご説明致します。議案書の14ページをお願い致します。申請地は〇〇他4筆で、地目は台帳、現況ともに田、面積は合計982㎡です。借人は〇〇の〇〇で、貸人は〇〇の〇〇相続人代表〇〇さん〇〇歳です。使用貸借権の設定による残土処分場への3年間の一時転用申請です。申請理由は、貸人については嵩上げして梅を植えたいと考えており、借人と話がまとまったため本申請に至りましたとのことで、借人については当該地を残土処分場として利用したいと考え、本申請に至りましたとのことです。なお、本申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから第2種農地に該当致します。



続きまして、3番につきましてご説明致します。議案書の16ページをお願い致します。申請地は〇〇他2筆で、地目は台帳、現況ともに田、面積は合計2,719㎡です。借人は〇〇の〇〇で、貸人は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。使用貸借権の設定による残土処分場への3年間の一時転用申請です。申請理由は、貸人については嵩上げて梅を植えたいと考えており、借人と話がまとまったため本申請に至りましたとのことで、借人については当該地を残土処分場として利用したいと考え、本申請に至りましたとのことです。なお、本申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから第2種農地に該当致します。1番から3番につきましては、3月の農業委員会に上程致しましたが、継続審議となった案件でございます。令和4年3月の委員会で形状変更の届出があったものです。その後、令和4年9月12日付で今回の申請人である〇〇が県へ土砂等の埋立に係る特定事業許可申請をしたところ、西牟婁振興局農地課より面積規模が大きいこと、埋め立て完了まで3年を要することから一時転用での取り扱いになるとの指導により今回の申請となっています。搬入土砂は主に県道白浜久木線等の公共事業における発生土を搬入予定で、搬入予定量は62,348㎥となっています。また土砂搬入時には展開検査を実施し廃棄物等の混入を防止します。許可後は木々等の伐採除去したあと、土砂の搬入、6か月ごとに水質検査、土壌検査を行い造成後は農地として返却することになっています。また、書類を精査したところ、農地法第5条第2項の各号の許可出来ない基準には該当していないため、許可基準の要件を全て満たしております。精査内容は、「資力・信用」、「計画面積の妥当性や土地の利用見込み」、「転用行為の確実性」などです。現地の状況を写真で説明致しますので、前方のスクリーンをご覧ください。～スライド説明～以上です。ご審議よろしくお願い致します。

- 議長 事務局からの説明を終わります。1番から3番につきましては、〇〇地区でございます。〇〇委員のご意見をお伺いします。
- 〇〇委員 先月からの継続審議の案件です。これからの計画について説明いただきましたので、異議ございません。
- 議長 他の委員さん方ご意見ございませんか。
- 〇〇委員 残土処理場としての一時転用ですが、期間が満了した際には土砂を撤去するのでしょうか。
- 係長 撤去はしない計画となっています。嵩上げをした後、梅を植える計画です。
- 〇〇委員 造成事業になってきています。許可は今回の申請で大丈夫でしょうか。
- 係長 農地法に関することについては、県の指導が入ったうえでの申請となっていますので、問題ないと考えています。今回の転用事業の許可された後、保健所にも書類を提出する必要があるため、他に申請手続き等がある場合は、関係担当課のほうでチェックがされることになります。

〇〇委員 これだけの面積があれば、土地の開発許可まで必要になってくるように思います。

係長 あくまで農業委員会としてできることは、今回の農地を農地として利用しなくなるため、転用行為を許可するかしないかの話です。

〇〇委員 5条申請ということは、農地を農地以外のものにするという申請です。土砂を埋めている3年の期間は農地ではないということです。その場合、地目はどのようになるのでしょうか。

係長 登記簿上は、申請者が申出をするかどうかの具合が出てきます。課税地目は、転用申請が出ている以上、税務課に情報提供を行いますから、農地以外で課税されると思います。

〇〇委員 3年後にもう一度、農業委員会に畑になりましたと報告があるのでしょうか。

係長 届出の必要はありませんが、農業委員会として3年後に農地として梅を植えているのかどうかの確認をする必要はあります。

議長 他の委員さん方ご意見ございませんか。

全員 異議なし。

議長 ありがとうございます。異議なしとのことでございますので、議案第16号につきましては、申請通り承認致します。続きまして、議案第17号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について上程致します。なお、3番につきましては〇〇委員が当事者でございますので、まず、3番以外につきましてご審議いただきたいと思っております。事務局から説明願います。

係長 はい。議案第17号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてご説明致します。議案書の18ページをお願い致します。集積計画の概要をご説明致します。利用権設定件数は10件、20筆で、面積は合計12,892㎡となっております。全件につきましては、和歌山県農業公社が利用権設定で借り受けた後、農地中間管理事業により貸し付けを行う予定となっております。また、4番、10番が賃借権の設定で、それ以外が使用貸借権の設定です。続きまして、詳細についてご説明致します。まず、1番についてご説明いたします。議案書の19ページをお願い致します。申請地は〇〇で、現況地目は田、面積は45㎡です。借人は和歌山県農業公社で、貸人は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。令和5年5月1日から3年11か月間の使用貸借権の新規設定で、利用目的は野菜栽培です。なお、利用権設定後、〇〇の〇〇さん〇〇歳を貸付先として予定しております。〇〇さんについては、2番についても貸付先として予定しております。

続きまして、2番についてご説明致します。議案書の20ページをお願い致します。申請地は〇〇で、現況地目は田、面積は119㎡です。借人は和歌山県農業公社で、貸人は〇〇の〇

○さん○○歳です。令和5年5月1日から3年11か月間の使用貸借権の新規設定で、利用目的は野菜栽培です。

続きまして、4番についてご説明致します。議案書の24ページをお願い致します。申請地は○○で、現況地目は田、面積は814㎡です。借人は和歌山県農業公社で、貸人は○○の○○さん○○歳です。令和5年5月1日から20年間の貸借権の新規設定で、利用目的は野菜栽培です。なお、利用権設定後、○○の○○さん○○歳を貸付先として予定しております。○○さんについては、5番についても貸付先として予定しております。

続きまして、5番についてご説明致します。議案書の26ページをお願い致します。申請地は○○で、現況地目は田、面積は752㎡です。借人は和歌山県農業公社で、貸人は○○の○○さん○○歳です。令和5年5月1日から20年間の使用貸借権の新規設定で、利用目的は野菜栽培です。

続きまして、6番についてご説明致します。議案書の28ページをお願い致します。申請地は○○他1筆で、現況地目は全て畑、面積は合計1,961㎡です。借人は和歌山県農業公社で、貸人は○○の○○さん○○歳です。令和5年5月1日から6年間の使用貸借権の新規設定で、利用目的は梅栽培です。なお、利用権設定後、○○の○○さん○○歳を貸付先として予定しております。

続きまして、7番についてご説明致します。議案書の30ページをお願い致します。申請地は○○他6筆で、現況地目は全て田、面積は合計3,762㎡です。借人は和歌山県農業公社で、貸人は○○の○○さん○○歳です。令和5年5月1日から10年間の使用貸借権の新規設定で、利用目的は野菜栽培です。なお、利用権設定後、○○の○○さん○○歳を貸付先として予定しております。

続きまして、8番についてご説明致します。議案書の32ページをお願い致します。申請地は○○他1筆で、現況地目は全て畑、面積は合計1,768㎡です。借人は和歌山県農業公社で、貸人は○○の○○相続人代表○○さん○○歳です。令和5年5月1日から10年間の使用貸借権の新規設定で、利用目的は梅栽培です。なお、利用権設定後、○○の○○さん○○歳を貸付先として予定しております。

続きまして、9番についてご説明致します。議案書の34ページをお願い致します。申請地は○○他1筆で、現況地目は全て畑、面積は合計473㎡です。借人は和歌山県農業公社で、貸人は○○の○○さん○○歳です。令和5年5月1日から20年間の使用貸借権の新規設定で、利用目的は梅栽培です。なお、利用権設定後、○○の○○さん○○歳を貸付先として予定しております。

続きまして、10番についてご説明致します。議案書の36ページをお願い致します。申請地は○○他1筆で、現況地目は全て田、面積は合計1,055㎡です。借人は和歌山県農業公社で、貸人は○○の○○さん○○歳です。令和5年5月1日から4年10か月間の貸借権の新規設定で、利用目的は野菜栽培です。なお、利用権設定後、○○の○○を貸付先として予定しております。また、書類を精査したところ、いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。以上です。ご審議よろしくお願い致します。

議長

事務局からの説明を終わります。1番、2番につきましては、○○地区でございます。○○委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 1 番、2 番について、貸付先の方は隣接地も耕作しています。規模拡大といった形になります。遊休農地を開墾して耕作いただけるということで、ありがたいと思います。異議ございません。

議長 4 番、5 番、7 番につきましては、〇〇地区、〇〇地区でございます。〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 異議ございません。

議長 6 番につきましては、〇〇地区でございます。〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 異議ございません。

議長 8 番につきましては、〇〇地区でございます。〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 〇〇委員、〇〇委員と確認してきました。異議ございません。

議長 9 番、10 番につきましては、〇〇地区でございます。〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 異議ございません。

議長 他の委員さん方のご意見はございませんか。

全員 異議なし。

議長 ありがとうございます。異議なしとのことでございますので、議案第 17 号の 1 番 2 番、4 番から 10 番につきまして、計画の決定を承認致します。続きまして、議案第 17 号の 3 番についてご審議いただきたいと思います。〇〇委員が当事者となっておりますので、退席をお願い致します。～〇〇委員退席～それでは、事務局より説明願います。

係長 はい。議案第 17 号の 3 番についてご説明致します。議案書の 22 ページをお願い致します。申請地は〇〇で、現況地目は田、面積は 2,143 ㎡です。借人は和歌山県農業公社で、貸人は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。令和 5 年 5 月 1 日から 6 年間の使用貸借権の新規設定で、利用目的は水稲栽培です。なお、利用権設定後、〇〇の〇〇さん〇〇歳を貸付先として予定しております。また、書類を精査したところ、いずれも農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしております。以上です。ご審議よろしくお願い致します。

議長 事務局からの説明を終わります。3 番につきましては、〇〇地区でございます。〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 異議ございません。

議長 他の委員さん方のご意見はございませんか。

全員 異議なし。

議長 ありがとうございます。異議なしとのことでございますので、議案第17号の3番につきまして、計画の決定を承認致します。それでは、〇〇委員に着席していただきます。～〇〇委員着席～

議長 以上で、予定しておりました議案は全て終了致しました。続きまして、その他の事項について、事務局より報告願います。

係長 ～農業委員・農地利用最適化推進委員活動報告書の提出について  
～JR等への草刈の要望について  
～令和4年度農業委員会視察研修報告について  
～令和5年度農業委員会当初予算について

議長 報告事項は以上でございます。他に何かご意見はございませんか。

全員 はい。

議長 なければ、次回の委員会につきましては、令和5年5月12日（金）午後1時30分から日置川拠点公民館2階大会議室での開催を予定しております。それでは、本日はこれで委員会を終了したいと思います。いかがですか。

全員 異議なし。

議長 以上をもちまして、委員会を閉会致します。どうもありがとうございました。

この議事録は事務局が記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためにここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

委 員

委 員

※署名については、原本に行っています。